

町県民税 平成19年度から大きく変わります



町では6月に、平成19年度の町県民税の納税通知書を対象となる方々に送付します。(勤務先の給料から毎月天引きされている方には、勤務先を通して送付します。)

今年度の町県民税は、国の「三位一体改革」の一環として行われる国(所得税)から地方(住民税)への税源移譲に伴い、大きく変わります。

主な改正点は、①所得割の税率を一律10%に統一、②町県民税と所得割の人的控除額の差に基づく調整控除の新設、③定率減税の廃止、④老年者の非課税措置廃止に伴う経過措置の4項目で、多くの方の納税額が前年よりも大幅に増えることになります。

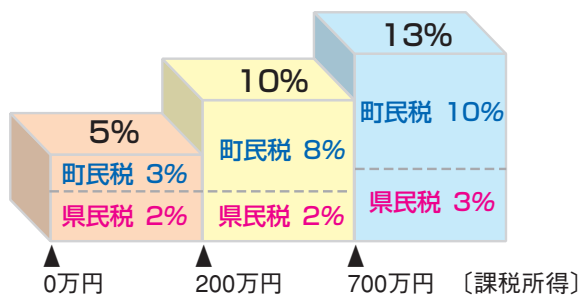
しかし、この税源移譲は、国に納める税金(所得税)を減らして都道府県や市町村に納める税金(住民税)を増やすという税源の移し替えなので、所得税と住民税を合わせた税負担の合計額は、これまでと変わらないようなしくみになっています。

①所得割の税率が一律「10%」に統一されています

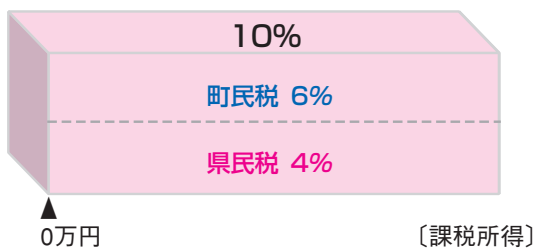
町県民税の所得割の税率は、これまで課税所得の金額に応じて3段階(5%、10%、13%)に分かれていましたが、平成19年度から課税所得の金額に関わらず一律10%に統一されました。

また、これに併せて、所得税の税率もこれまでの4段階から6段階に変更されています。これは、所得税と町県民税を合わせた納税額が変わらないようにするための措置で、平成19年6月から町県民税が増える代わりに、給与所得者と年金受給者の多くは平成19年1月以降から、事業所得者の多くは平成20年2月から3月の確定申告から所得税が減ります。

改正前(平成18年度まで)



改正後(平成19年度から)



※分離課税の税率も、町民税(6%)と県民税(4%)の割合に合わせて改正されています。

※課税所得/給与や公的年金、事業収入などは税法上「収入」と呼ばれます。「課税所得」はこの「収入」から給与所得控除や公的年金等控除、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除といった諸控除を差し引いた残りの金額のことで、この「課税所得」に税率をかけたものが「税額」(所得割)となります。

「税源移譲」とは

都道府県や市町村などの地方公共団体は、住民の方から直接納めていただいた税金だけでなく、国が国税として集めた税金の中から配分されるお金(国庫補助金など)を使って、さまざまな行政サービスを行っています。

しかし、国から地方自治体に配分される補助金などは、使い道にさまざまな制約のあるものが多く、地方自治体は自由に使うことができません。

そこで、納税者が国へ治める税金(所得税)を減らし、都道府県や市町村に直接納めていただく税金(住民税)を増やすことで、住民のニーズに合った行政サービスを、自らの責任でより効率的に行えるようになるものです。

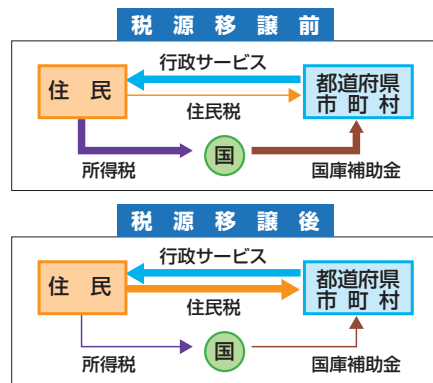


表1

人的控除の種類		所得税 (A)	町県民税 (B)	差 額 (A)-(B)
障害者控除	普通	27万円	26万円	1万円
	特別	40万円	30万円	10万円
寡婦控除	一般	27万円	26万円	1万円
	特例加算	35万円	30万円	5万円
寡夫控除		27万円	26万円	1万円
勤労学生控除		27万円	26万円	1万円
配偶者控除	一般	38万円	33万円	5万円
	老人	48万円	38万円	10万円
扶養控除	一般	38万円	33万円	5万円
	特定	63万円	45万円	18万円
	老人	48万円	38万円	10万円
	同居老親	58万円	45万円	13万円
同居特別障害者加算		35万円	23万円	12万円
配偶者特別控除	38万円以上40万円未満	38万円	33万円	5万円
	40万円以上45万円未満	36万円	33万円	3万円
基礎控除		38万円	33万円	5万円

② 人的控除額の差に基づく調整控除が設けられています

町県民税と所得税とは、扶養控除や配偶者控除などの人的控除額に差があります。(表1)

そのため、同じ所得でも、課税所得となる金額は町県民税の方が所得税よりも多くなり、町県民税の税率を引き上げ所得税の税率を引き下げただけでは税負担が増えてしまいます。

これを調整するために「調整控除」を設け、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、町県民税の所得割額から次のとおり減額しています。

課税所得金額が200万円以下の方
次の①と②のいずれか小さい金額の5% (町県民税3%、県民税2%) を控除

① 人的控除額の差の合計額
② 町県民税の課税所得金額

課税所得金額が200万円を超える方の①から②を引いた金額の5% (町県民税3%、県民税2%) を控除
※この額が2,500円未満の場合は2,500円

① 人的控除額の差の合計額
② 課税所得金額から200万円を控除した金額

③ 定率減税が廃止されています

平成18年度は町県民税所得割額の7・5% (限度額2万円) を控除していた定率減税が、平成19年度分から廃止されています。(表2)

この定率減税は、平成11年度から景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されてものですが、最近の経済状況を踏まえて廃止されました。

なお、所得税においては、平成19年1月分からすでに廃止されています。

④ 老年者の非課税措置が廃止され経過措置がとられています

65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方の非課税措置が、平成18年度で廃止されています。

ただし、平成17年1月1日現在65歳以上(昭和15年1月2日以前に生まれ)の方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、急激な税負担を緩和するための経過措置として、平成19年度分は町県民税額の3分の2を課税しています。(表3)

表2

区分	内容
17年度分	所得割額の15%相当額(4万円を限度)
18年度分	所得割額の7.5%相当額(2万円を限度)
19年度分以後	廃止

表3

区分	均等割		所得割	
	町民税	県民税	町民税	県民税
17年度分まで	非課税	非課税	ともに非課税	
18年度分	1,000円	300円	ともに3分の1を課税	
19年度分	2,000円	600円	ともに3分の2を課税	
20年度分以後	3,000円	1,000円	ともに全額課税	

※ただし、障害者や寡婦または寡夫に該当する方で前年の合計所得が125万円以下の場合、非課税基準額以下の所得の場合は非課税措置が適用されます。